

指定の適格性等を確認するために、以下の他に必要な書類を提出していただくこともございます。
また、**指定申請書を当事務所へ持参される場合は、前もってお電話にてご予約をお取り願います。**

提出書類（薬局）

★指定手続きの前に、事前相談をお願いします。

保険薬局（事前）記録票

[リンク](#)

- ・事前相談段階で揃えられなかった書類については、指定申請時まで提出をお願いいたします。

【共通】

1. 保険医療機関・保険薬局 指定申請書 [リンク](#)
2. 保険医療機関・保険薬局 指定申請書添付書類（上記1を印刷すると同時に印刷されます。）
3. 保健所の開設許可証の写し
4. 薬剤師免許証の写し（勤務保険薬剤師全員分）
5. 保険薬剤師登録票の写し（勤務保険薬剤師全員分）
6. 管理薬剤師の履歴書
7. 保険薬局指定申請の確認書類（リンク先6） [リンク](#)
8. 委任状（指定申請を開設者ではない代理の方が行う場合）

※指定申請書類の提出期限は右記リンク先をご確認ください。締切日は必着となります。

[リンク](#)

★下記の書類は該当する場合のみ提出

[新規開設（遡及申請ではない場合）]

- ・受付番号情報提供依頼書 兼 回答書 の写し（指定年月日が令和6年4月1日以降となる指定申請分） [リンク](#)
指定申請に**先立って**受付番号情報提供依頼書をご提出いただき、回答を得る必要があります。
依頼書の提出期限は右記リンク先をご確認ください。締切日は必着となります。 [リンク](#)
- ・オンライン資格確認の導入計画書（指定年月日が令和6年4月1日以降となる指定申請分） [リンク](#)
※参考情報 [リンク](#)
- ・社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票 [リンク](#)

[遡及申請の場合]

- ・保険医療機関・保険薬局 廃止届 [リンク](#)
- ・指定通知書（原本） ※紛失されている場合は、代わりに紛失届をご提出ください。 [リンク](#)
- ・廃止届（保健所提出書類）の保健所の受付印のある控の写し

[開設者変更（親子間を除く）]

- ・譲渡契約書など契約書の写し [リンク](#)
※薬歴簿や患者様を引き継ぐことがわかる記載がされていることが必要です。
記載がない場合は、その旨を記載した引継確認書（任意様式も可）を別途作成し、ご提出ください。

[移転]

- ・移転前後の位置関係が分かる地図（縮尺付きのもの）